

山口県報

令和 7 年
5 月 2 日
(金曜日)

目次

○訓令

山口県官報報告規程の一部を改正する訓令（学事文書課）

○告示

保安林予定森林（周南市）（森林整備課）

○選管告示

政治資金規正法第十七条第二項の規定の適用を受ける政治団体の名称等

山口県訓令第9号

序中一般

山口県官報報告規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年五月二日

山口県知事

村岡 嗣政

山口県官報報告規程の一部を改正する訓令

山口県官報報告規程（昭和二十九年山口県訓令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「官報及び法令全書に関する内閣府令（昭和二十四年総理府令、大蔵省令第一号）第一条」を「官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）第五条第一項」に改める。

第五條中「三部」を削る。

附則

この訓令は、令和七年五月二日から施行する。

山口県告示第百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林のように指定する予定である旨の通知があつた。

令和七年五月二日

山口県知事 村岡 嗣政

保安林予定森林の所在場所

周南市巢山字向ヶ追
五、一三二七、一三八、一三一の、
一一三三の一、一三三三の二、字向ヶ佐古
四、一三二六、一三三九、一三三〇

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

周南市巢山字向ヶ迫一二三三八・一二三一九・一二三二一・一二三三五・一二三七・一二三三一の一・一二三三二の二・一二三三三の一・一二三三四の二・
字向ヶ佐古一二三三〇・一二三三一・一二三三四・一二三三六・一二三三九・一

二三三〇（以上一五筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることが出来る立木は、周南市森林整備計画で定める標準

伐期齡以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市産業振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。）



山口県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定により、令和七年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができなくなった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和七年五月二日

山口県選挙管理委員会委員長 黒 瀬 邦 彦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
とくらたかこ後援会	炭村 信義	西村 正広	周南市梅園町 2 丁目 3/
中丸和則後援会	中丸 和則	中丸 和則	熊毛郡平生町大字佐賀 26/5
原田洋平後援会	原田 洋平	原田 良秋	周南市本町 2 丁目/4
山本ちえこ後援会	福田 浩三	山本千栄子	下関市貴船町 4 丁目 / 番 26 号